

対馬市島おこし協働隊団体委託型募集要項

対馬市総合計画の推進と地域課題の解決を図るため、市内団体等が取り組む「地域協力活動」に対して、「島おこし協働隊（以下「協働隊」という。）」の委託を希望する団体等を募集します。

▼協働隊とは？

国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、対馬市における人口の減少や高齢化の著しい地域において、地域外の人材を活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、対馬市への移住・定住を促進するための制度です。

▼地域協力活動とは？

地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有する活動のことです。

具体的には以下のとおりです。

1. 農林水産業への支援活動
2. 水源・環境保全への支援活動
3. 地域行事等の支援活動
4. 住民の生活支援活動
5. 都市との交流支援活動
6. 地域おこしの支援活動
7. その他市長が必要と認めた活動

▼受入団体要件

1. 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第2条に規定する団体。
2. 上記に該当しない場合は、以下の全ての条件を満たす団体
 - (ア)対馬市内に事業所があること
 - (イ)公益性を有していること
 - (ウ)直近2年間において、対馬市・長崎県・国からの委託または補助事業を継続して受けていること
 - (エ)関係法令および条例を遵守していること
 - (オ)市の重点施策に十分な理解があること
 - (カ)市と中長期間にわたる協働事業に取り組む見込みがあること
 - (キ)協働隊の委嘱期間終了後も雇用を継続する意思があること
 - (ク)協働隊の活動内容等に関して責任を持つ担当者を配置し、その担当者は市からの問い合わせに迅速に対応すること

対馬市島おこし協働隊団体委託型募集要項

▼隊員の待遇要件

待遇	内容
雇用形態 身分	委託団体の職員
雇用期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日 ※年度ごとに勤務成績等を勘案し、再度の委託の可能性あり (着任日から最長3年)
報酬	月額報酬：21万円～ 支給日は、委託団体の規定に基づく
各種手当	各種手当：委託団体の規定に基づく ※月額報酬および各種手当の合計額については、最大350万円/1名を上限として支給します。 ※年度途中の雇用や退職などにより隊員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します。
社会保険等	社会保険等：委託団体の規定に基づく (例)健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 等
活動費	活動費：地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日(総行応第38号)制定)に定められた経費 (例)作業道具や消耗品、車両、パソコン、旅費 等 ※社会保険および活動費の合計額については、最大200万円/1名を上限として支給します。 ※年度途中の雇用や退職などにより隊員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します。
休日	委託団体の規定に基づく
休暇	委託団体の規定に基づく
勤務時間	週35時間(7時間×5日)

●注意事項

- ・協働隊員の採用後1年以内に委託先の責任による退職(例えば、契約内容と異なる業務を強要された、ハラスメントを受けた、契約期間中に一方的に契約を解除されたなど)をした場合には、当該隊員に要した経費の全額を委託先が負担することとします。
- ・報酬等および活動費等の支給金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年総行応第38号)の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、金額に変更が生じることがあります。

対馬市島おこし協働隊団体委託型募集要項

▼応募方法について

1. 事前相談

応募したい場合には、協働隊員の活動内容を所管する部局に相談し、協働事業として認められるか確認をしてください。

2. 計画書の提出

事前相談を経た上で、以下の書類を所管する部局へご提出ください。

- ・対馬市島おこし協働隊団体委託型受入希望申込書
- ・団体概要
- ・定款
- ・組織図
- ・市の委託、連携事業を含む過去実績報告書（団体要件2に該当する場合）

提出された申込書が募集要件を満たしているか審査を行います。

3. 審査・決定

申請団体および所管課が作成した事業計画書について、公募担当課がヒアリングを行います。協働隊の団体委託にふさわしい活動であるか審査を行い、可否を申請団体に通知します。

▼募集期間

令和8年4月2日から令和8年4月30日まで

▼留意事項

1. 事業計画が採択された場合であっても、協働隊員の配置を確約するものではありません。市で公募した結果、応募者がいない場合や採用決定に至らなかった場合は、配置ができません。
2. 委託期間中であっても、市が実施する隊員が参加する活動を優先していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
3. 委託期間中は、毎月の活動報告書を委託先および隊員に提出していただきます。報告書に基づき、必要性がある場合は、委託先および隊員との面談を行います。
4. 隊員を配置したことにより、既存の従事者を解雇した等の事案が発生した場合や事業計画と実際の従事内容が異なると市が判断した場合は、委託を中止する場合があります。
5. 隊員の委託期間延長（原則3年）については、活動状況等を勘案し、委託先と市で協議の上決定します。